

政策変更または政策を実現す るための課題

原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会

平成24年4月12日
内閣府 原子力政策担当室

考慮すべき事項

■ 経済面、技術基盤面への影響

- 核燃サイクル事業を中止した場合の追加費用の有無
- 再処理中止によるリスク
 - 六ヶ所再処理中止に伴う使用済燃料の返送のリスク
 - むつりサイクル燃料貯蔵センター等のプロジェクト中止リスク
- 上記に伴う費用負担の在り方
- 我が国が培ってきた核燃サイクルの技術力への影響（人材、技術基盤・インフラストラクチャの影響）

考慮すべき事項

- 立地自治体との信頼関係に係る課題
 - 青森県との間の合意事項への影響
 - 核燃サイクル事業に係る事項 等
 - 原子力発電所立地自治体との合意事項への影響
 - 使用済燃料貯蔵、プルサーマル計画 等
 - 雇用への影響
 - 核燃サイクル事業縮小による地元雇用 等

考慮すべき事項

■ 国際的な課題

- 日本が国際的に認められた再処理の権利
 - 日米原子力協定 等
- 海外再処理に伴う回収プルトニウム
- 海外再処理に伴う返還放射性廃棄物 等

参考資料

立地自治体と事業者等との協定等(1)

原子力発電所の例

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）及び伊方町（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、丙が発電所周辺の安全確保及び環境保全について、最大の努力をする責務を有するものであることを確認し、これが一層の徹底を期することにより、地域住民の福祉に資することを目的として、次のとおり協定する。

（使用済燃料の処理）

第3条 丙は、使用済燃料を、浄化冷却装置を備えた使用済燃料ピット内で、その崩壊熱を除去し、安全を十分確認した後、再処理工場へ搬出しなければならない。

2 丙は、使用済燃料の処理に当たっては、その計画をあらかじめ、甲及び乙に提出しなければならない。

立地自治体と事業者等との協定等(2)

再処理工場の例－2

21 覚 書

青森県及び六ヶ所村と日本原燃株式会社は、電気事業連合会の立会いのもと、下記のとおり覚書を締結する。

記

再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県、六ヶ所村及び日本原燃株式会社が協議のうえ、日本原燃株式会社は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

平成10年7月29日

出典：冊子青森県の原子力行政(抜粋)

立地自治体と事業者等との協定等(3)

高レベル放射性廃棄物貯蔵施設の例

22 高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について (平成6年11月19日 6原第148号)

核燃料サイクルの確立は我が国の原子力政策にとって最も重要な課題であり、青森県六ヶ所村において計画が進められている核燃料サイクル事業に対する貴職をはじめとする青森県関係者の皆様の御理解と御協力に対し、深く敬意を表するとともに心から感謝いたします。

平成6年11月16日付青むつ第501号をもって貴職より照会のあった事項については、下記のとおり回答します。

青森県知事 北村正哉 殿

科学技術庁長官 田中真紀子

記

1. 廃棄物管理施設について

青森県六ヶ所村で建設が進められている返還高レベル放射性廃棄物ガラス固化体に関する廃棄物管理施設は、ガラス固化体の一時貯蔵を行う施設であり、処分場となるものではありません。

当該施設において日本原燃(株)により貯蔵管理されるガラス固化体については、管理期間は30年間から50年間とされ、管理期間終了時点では、電気事業者が最終的な処分に向けて搬出することとしています。

科学技術庁としては、ガラス固化体が管理施設において適切に管理され、管理期間の終了時点でガラス固化体が当該施設より搬出されるよう指導していく所存です。

出典:冊子青森県の原子力行政(抜粋)

立地自治体と事業者等との協定等(4)

使用済燃料中間貯蔵施設の例

38 使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに関し了承し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

（使用済燃料の貯蔵期間）

第1条 丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」に示されている使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の供用開始の日から50年間とする。
- (2) 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を建屋に搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。
- (3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする。

2 丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

出典：冊子青森県の原子力行政(抜粋)